

第22期第7回福岡県有明海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和4年3月18日（水） 14：00～

2 場 所 福岡県有明海水産会館
(柳川市三橋町高畑 271 TEL 0944-73-6166)

3 議 題

- (1) 農林水産大臣管轄漁場における資源管理の状況等の報告
及び指導、勧告について（報告）・（諮問）
- (2) 令和4年度さし網等漁業福岡佐賀相互入漁許可方針について（協議）
- (3) ビゼングラゲの採捕制限にかかる委員会指示について（協議）
- (4) 水産基盤整備事業（覆砂事業）について（報告）
- (5) 有明海における福岡・佐賀両県の漁業調整に関する協定書について（報告）
- (6) ノリ養殖の概況について（報告）
- (7) その他

資料1
(22期7回有明漁調委)
(令和4年3月18日)

3水管第2949号
令和4年3月7日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

福岡有明海漁業協同組合連合会、大川漁業協同組合、川口漁業協同組合及び上新田漁業協同組合から漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき資源管理状況等の報告があつたので、同条第2項の規定に基づき貴委員会に報告する。

また、別添報告書のとおり、免許番号農区第1号、農区第11号、農区第205号及び農区第206号について漁場の利用が認められなかつたため、同法第91条第1項第2号に該当することから、同条第1項の規定により指導することとしてよろしいか。

【共同漁業組合】

(1)免許番号等

(2)漁業の内容

(3)漁業の名称

報告対象期間：令和2年1月1日～令和3年5月31日

免許番号	漁業権者	漁業の内容	漁業の名称	(4)漁業時間		(5)漁場の活用の状況		(6)組合員行漁権		(7)資源管理に関する取組の実施状況		貢献度	
				始期	終期	操業状況	生産量	行使権者数	行使状況	1. 渔業権行使規則の取組実績 ・休漁日の設定 ・資源量が著しく減少している魚介類の採捕禁止 ・漁具の制限 ・休長制限	2. 資源維持、増殖等のために実施している取組 ・漁場清掃 ・食害対策試験、有害生物の駆除 ・生態調査 ・天然探査装置の設置、追跡調査 ・漁具等放流、移植 ・毎貝育成等による生息環境拡大技術の試行 ・稚苗放流 3. その他の中組 ・密漁監視		
第1種共同	福岡有明海漁業協同組合連合会		かき漁業	1月1日	12月31日							○	
			あさり漁業	1月1日	12月31日								
			からすがい漁業	1月1日	12月31日								
			はまぐり漁業	1月1日	12月31日								
			ほい漁業	1月1日	12月31日								
			あかがい漁業	1月1日	12月31日								
			くまさるまぼう漁業	1月1日	12月31日								
			もがい漁業	1月1日	12月31日	28,080kg (17人× 20日/月)		117人					
			にし漁業	1月1日	12月31日	あさり漁獲量 78,580kg もがい漁獲量 18,310kg にし漁獲量 216,450kg							
			たいらぎ漁業	10月1日	墨年3月31日								
			しおふき漁業	1月1日	12月31日								
			あけまき漁業	1月1日	12月31日								
			までがい漁業	1月1日	12月31日								
			うみたけ漁業	1月1日	12月31日								
			はいがい漁業	1月1日	12月31日								
			しゃみせんがい	1月1日	12月31日								
			たこ漁業	1月1日	12月31日								
			鮪むじ漁業	1月1日	12月31日	1,400kg (20人×70 日)	たご漁獲量 9,860kg しゃご漁獲量 200kg	20人					
			しゃこ漁業	1月1日	12月31日								
			いそぎんちやく	1月1日	12月31日								
			魚業										
第2種共同	竹下瀬漁業	1月1日	12月31日	0日	-			1,372人	4人				
	三尺網漁業	1月1日	12月31日										
	あみもじ網漁業	1月1日	12月31日	600kg (10人×60 日)				1,372人					
	こうもり網漁業	1月1日	12月31日			個人出荷等							
	待網漁業(繁網	1月1日	12月31日										
	えび手甲網漁業	1月1日	12月31日										
	いかかご漁業	1月1日	12月31日			ガザミニ漁獲量 2,568kg イジガニ漁獲量 2,952kg コウイカ漁獲量 13,900kg あなご漁獲量 26kg ハゼフカワ漁獲量 1,223kg	1,372人	16人					
	あなごかご漁業(金を含む。)	1月1日	12月31日	1,296kg (16人×61 日)									
	うなぎかご漁業(金を含む。)	1月1日	12月31日										

【区画漁業権】

(1) 免許番号等

免許番号	漁業権者	(2) 渎業権の内容		(3) 渎業の名称		(4) 渎業時期		(5) 渎場の活用の状況		(6) 組合員行使権		評価
		始期	終期	操業状況 (DL網枚)	生産量	行使権者数	行使状況					
農区第1号	川口漁協	第1種区画漁業 かりひび建養殖業	1月1日	12月31日	—	—	61人	0人	1. 渔業権行使規則の取組実績 ・資格審査の実施	×	利用実態がなく漁業法第91条 第1項第2項に基づき指導。	
農区第1号	大川漁協	第1種区画漁業 かりひび建養殖業	1月1日	12月31日	—	—	21人	0人	2. 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・漁場清掃器 ・漁場調査	×	利用実態がなく漁業法第91条 第1項第2項に基づき指導。	
農区第1号	上新田漁協	第1種区画漁業 かりひび建養殖業	1月1日	12月31日	—	—	28人	0人	3. その他の取組 ・漁村文化の継承に関する体験学習会、出前事業の実施	×	利用実態がなく漁業法第91条 第1項第2項に基づき指導。	
農区第11号	川口漁協	第3種区画漁業 かり養殖業	1月1日	12月31日	—	—	61人	0人	1. 渔業権行使規則の取組実績 ・「のり養殖漁場行使にあたり厳守すべき行為の内容」 ・漁業権委員会の実施 ・資格審査の実施	×	利用実態がなく漁業法第91条 第1項第2項に基づき指導。	
農区第11号	大川漁協	第3種区画漁業 かり養殖業	1月1日	12月31日	—	—	21人	0人	2. 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・漁場清掃器 ・漁場巡回監視 ・漁場調査	○	適切かつ有効に活用されている。	
農区第11号	上新田漁協	第3種区画漁業 かり養殖業	1月1日	12月31日	—	—	28人	0人	3. その他の取組 ・漁村文化の継承に関する体験学習会、出前事業の実施	○	適切かつ有効に活用されている。	
農区第205号	川口漁協	第1種区画漁業 かりひび建養殖業	9月1日	4月30日	18枚	—	15人	1人	1. 渔業権行使規則の取組実績 ・「のり養殖漁場行使にあたり厳守すべき行為の内容」 ・漁業権委員会の実施 ・資格審査の実施	×	利用実態がなく漁業法第91条 第1項第2項に基づき指導。	
農区第206号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業 のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	4枚	—	480人	1人	2. 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・漁場清掃器 ・漁場巡回監視 ・漁場調査	○	適切かつ有効に活用されている。	
農区第207号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業 のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	631枚	—	480人	73人	3. その他の取組 ・漁村文化の継承に関する体験学習会、出前事業の実施 ・新規就業者向け研修会の開催	○	適切かつ有効に活用されている。	
農区第208号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業 のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	4,410枚	総生産枚数 12.8億枚	480人	75人	1. 渔業権行使規則の取組実績 ・「のり養殖漁場行使にあたり厳守すべき行為の内容」 ・漁業権委員会の実施 ・資格審査の実施	○	適切かつ有効に活用されている。	
農区第209号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業 のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	10,266枚	総生産額 133.4億円	480人	122人	2. 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・漁場清掃器 ・漁場巡回監視 ・漁場調査	○	適切かつ有効に活用されている。	
農区第210号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業 のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	18,212枚	総生産枚数 480人	480人	213人	3. その他の取組 ・漁村文化の継承に関する体験学習会、出前事業の実施 ・新規就業者向け研修会の開催	○	適切かつ有効に活用されている。	
農区第211号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業 のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	12,820枚	※総生産枚数 ※総生産額は知事 免許分を含む。	480人	182人	1. 渔業権行使規則の取組実績 ・「のり養殖漁場行使にあたり厳守すべき行為の内容」 ・漁業権委員会の実施 ・資格審査の実施	○	適切かつ有効に活用されている。	
農区第212号	川口漁協	第1種区画漁業 のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	220枚	—	15人	4人	2. 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・漁場清掃器 ・漁場巡回監視 ・漁場調査	○	適切かつ有効に活用されている。	
農区第212号	大川漁協	第1種区画漁業 のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	20枚	—	20人	1人	3. その他の取組 ・漁村文化の継承に関する体験学習会、出前事業の実施 ・新規就業者向け研修会の開催	○	適切かつ有効に活用されている。	
農区第213号	川口漁協	第1種区画漁業 のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	1,005枚	—	15人	12人	1. 渔業権行使規則の取組実績 ・「のり養殖漁場行使にあたり厳守すべき行為の内容」 ・漁業権委員会の実施 ・資格審査の実施	○	適切かつ有効に活用されている。	
農区第213号	大川漁協	第1種区画漁業 のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	380枚	—	20人	11人	2. 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・漁場清掃器 ・漁場巡回監視 ・漁場調査	○	適切かつ有効に活用されている。	

参考資料

漁業法

90条（資源管理の状況等報告）

漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

91条（指導及び勧告）

都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずるべきことを指導するものとする。

一 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているときとき。

二 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指導した者が、その指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずるべきことを勧告するものとする。

3 前二項の規定により指導し、又は勧告しようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

刺し網等漁業福佐相互入漁 (福岡県海域への入漁) 許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

漁業種類	許可する船舶等の数の上限	住所要件
えび三重流し刺し網		
すずき流し刺し網漁業		
雑魚一重流し刺し網漁業	全漁業種類合計で 120隻	佐賀県有明海区の海面に沿う市町、又はそれに隣接する市町に住所を有する者
固定式刺し網漁業		
げんしき網漁業		

(2) 船舶の総トン数

定めなし

(3) 推進機関の馬力数

定めなし

(4) 操業区域

福岡県有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

(5) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

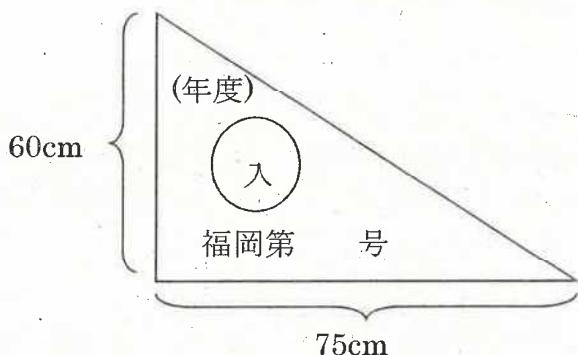
2 許可の有効期間

1年又は一斉更新までの残存期間とする。

3 条件

別記漁業種類ごとの記載のとおり。なお、標旗の色については別に定める。

※ 参考：標旗の様式



4 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

5 その他

福岡県海域に入漁する漁業種類については、えび三重流し刺し網漁業、すずき流し刺し網漁業、雑魚一重流し刺し網漁業、げんしき網漁業及び固定式刺し網漁業に限る。また、潜水器漁業は別途取扱いとし、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議するものとする。

附 則

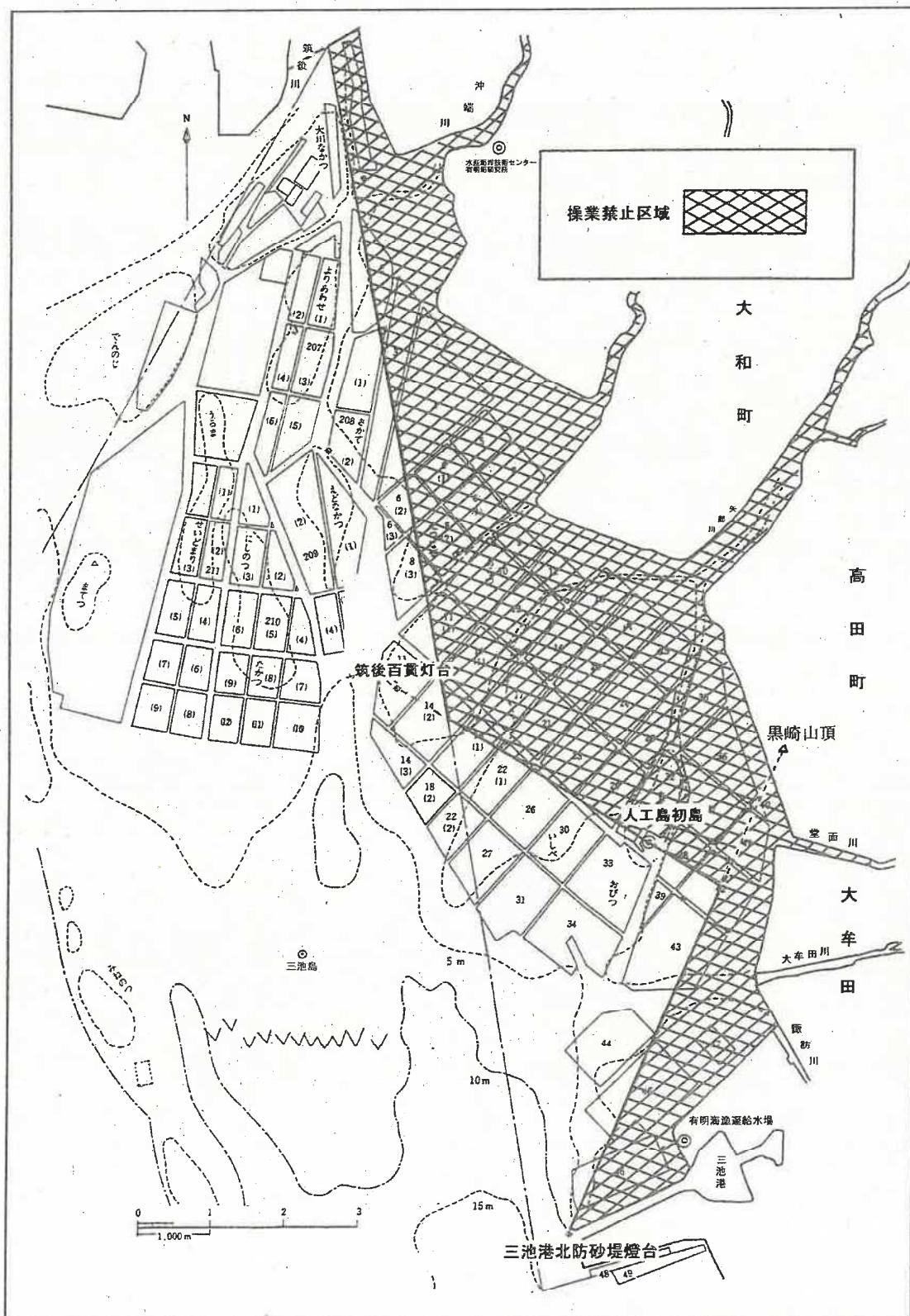
この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

【すずき流し刺し網漁業】

○条件

1. 筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸にいたる直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以東の有共第1号漁業権漁場内の海域においては操業してはならない。
2. 網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上でなければならない。
3. 1隻が使用する網漁具の総延長は、530メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
4. 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならぬ。
5. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
6. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【すずき流し刺し網漁業操業可能区域】



【えび三重流し刺し網漁業】

○条件

1. 網の目合は、外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下でなければならない。
2. 網丈は、2メートル以下でなければならない。
3. 1隻が使用する網漁具の総延長は、300メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
4. 使用する漁具は、2統以内でなければならない。2統を使用する場合、その漁具の総延長は300メートルを超えてはならない。
5. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
6. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【雑魚一重流し刺し網漁業】

○条件

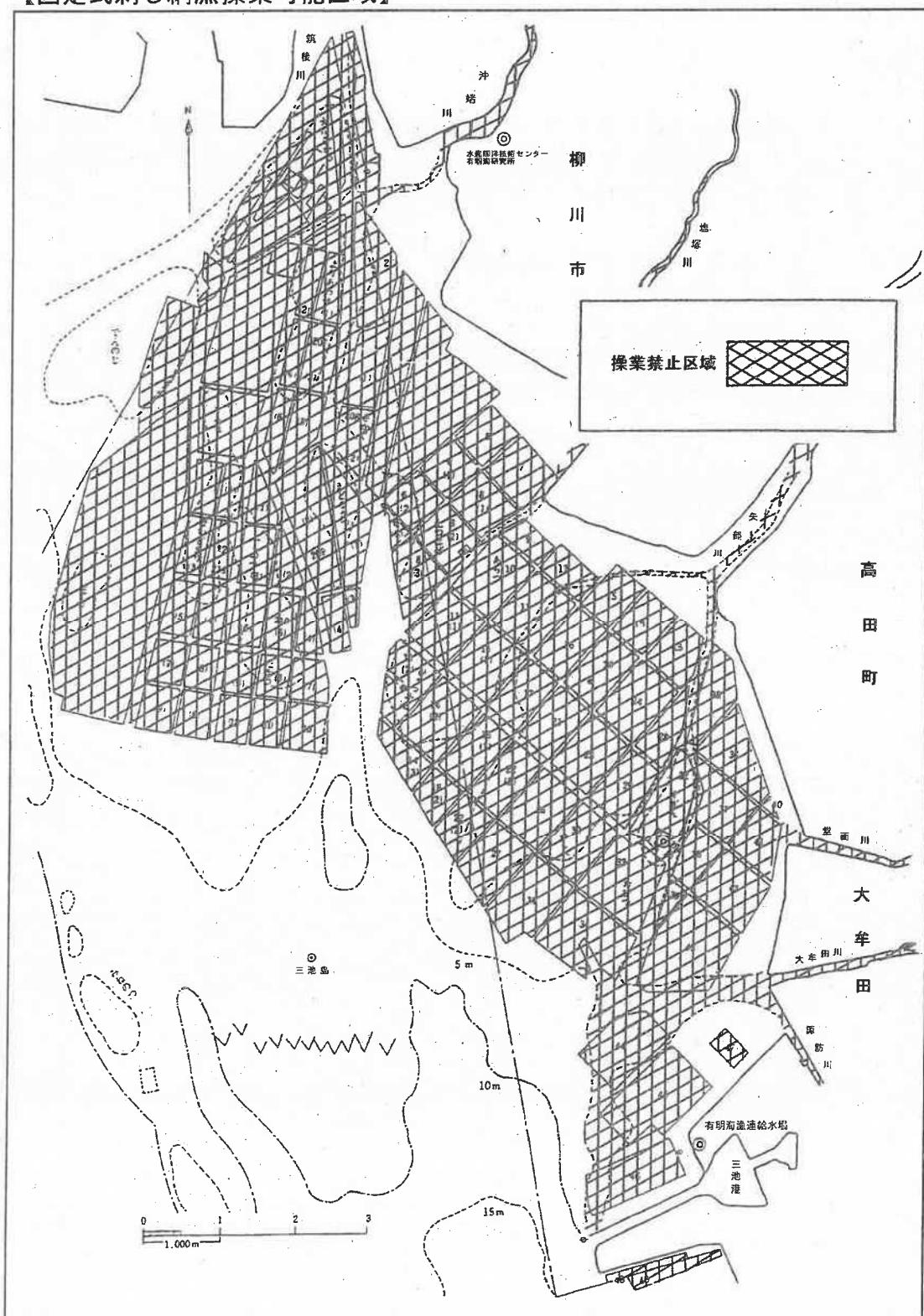
1. 網は、一重でなければならない。
2. 網の目合は、10センチメートル以下でなければならない。
3. 網丈は、6メートル以下でなければならない。
4. 1隻が使用する網漁具の総延長は、450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
5. 使用する漁具は1統でなければならない。
6. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
7. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【固定式刺し網漁業】

○条件

1. のり養殖業の漁業期間は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大潮通し、大船通し（矢部川、塩塚川等の瀬筋を含む。）においては、操業してはならない。
2. 1隻が使用する網漁具の総延長は、450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
3. ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「左手側：赤、右手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
4. 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
5. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【固定式刺し網漁業可能区域】



【げんしき網漁業】

○条件

1. 1隻が使用する網漁具の総延長は450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
2. 使用する漁具は1統でなければならない。
3. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
4. 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
5. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

令和4年度刺網漁業等福佐相互入漁（佐賀県有明海区への入漁）許可方針

第1 制限措置

1 漁業種類

佐賀県有明海区に入漁する漁業種類は、すずき流し刺網漁業、えび三重流し刺網漁業、雑魚一重流し刺網漁業、固定式刺網漁業及びげんしき網漁業とする。

なお、潜水器漁業は、別途取り扱うこととし、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議する。

2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

120隻

3 船舶の総トン数

制限なし

4 推進機関の馬力数

制限なし

5 操業区域

佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

6 漁業時期

1月1日から12月31日まで

7 漁業を営む者の資格

- (1) 福岡県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- (2) 福岡県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- (4) 適切な資源管理を実践できる者
- (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和4年7月1日から令和5年6月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間は、令和4年4月28日から令和4年5月31日までとする。
- 2 7月、10月、翌年1月の各月の末日時点において、有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数が120件に満たないときは、残枠について各月の翌月以降に1ヶ月間の申請すべき期間を設ける。1ヶ月間を新たな申請すべき期間として追加する。ただし、この場合において、申請すべき期間の最終日が閉庁日となるときは、その次の開庁日までを申請すべき期間に加える。

第4 許可の基準

申請すべき期間に受け付けた申請の数が、許可又は起業の認可をすべき船舶の数を

超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の許可の有効期間中に申請に係る漁業許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
- (2) 申請に係る漁業と同一の福岡県の漁業許可を有している者
- (3) 申請に係る漁業以外の福岡県の漁業許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

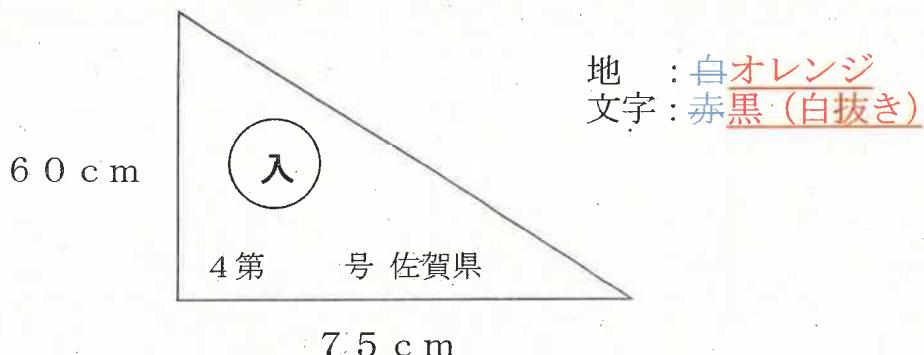
別紙のとおり

(すずき流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、530メートル（仕立上り）以下とし、網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上とする。
- 3 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならぬ。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子綱の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

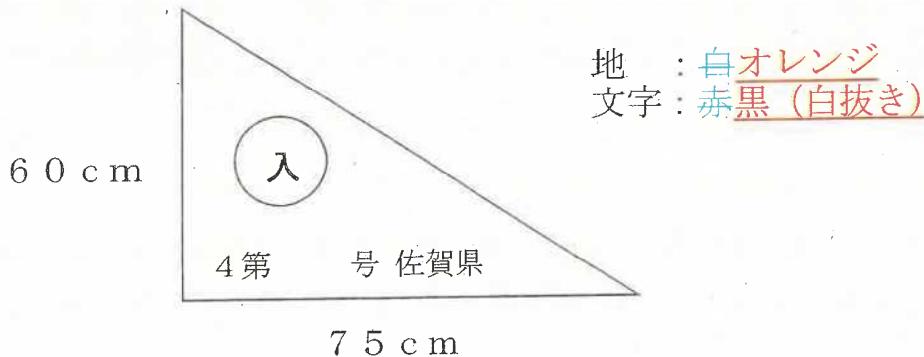
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(えび三重流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 一隻が使用する網の総延長は、300メートル(仕立上り)以下とし、網の目合は外網1.8センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は2統までとする。(2統を使用する場合においても、その合計の網の総延長は、300メートルを超えること~~が~~はできない。)
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

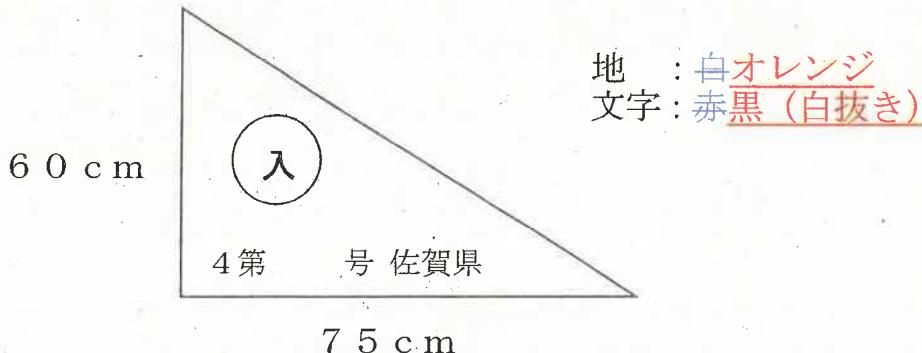
- 第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならぬ。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。
- 2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(雑魚一重流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、450メートル(仕立上り)以下とし、網丈は6メートル以下、網の目合は10センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

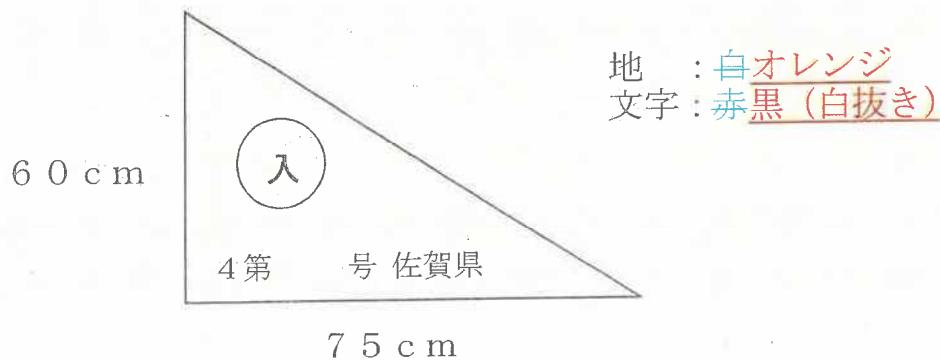
第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル及び90メートルの大船通し、大潮通しの区域においては、のり養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100メートル以内では操業してはならない。
- 3 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。
- 4 使用する漁具は1統でなければならない。
- 5 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 6 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

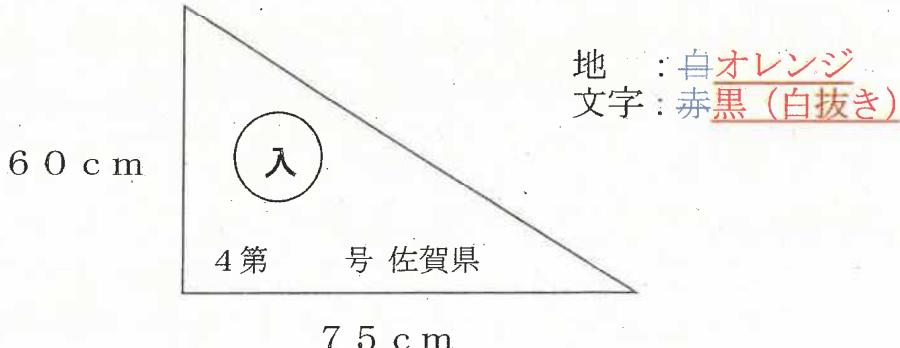
- 第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならぬ。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。
- 2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(げんしき網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、450メートル(仕立上り)以下とする。
- 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならぬ。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

令和4年度刺し網漁業等福佐相互入漁許可内容の概要

漁業種類・条件等	福岡県からの入漁（佐賀県知事許可）	佐賀県からの入漁（福岡県知事許可）
操業区域	佐賀県有明海（農区を除く。）	福岡県有明海海域（農区を除く。）
許可枠	120隻	120隻
許可の有効期間	令和4年7月1日～令和5年6月30日	令和4年7月1日～令和5年6月30日
操業旗の掲揚	操業時は佐賀県が定める標旗を掲揚しなければならない。 (オレンジ地に黒文字)	操業時は福岡県が定める標旗を掲揚しなければならない。 (緑地に黒文字)
すずき 流し刺網 漁業	禁止区域 沖神瀬灯標を中心とした半径500m以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000mの点を中心とした半径500m以内の区域 (有共第2号及び第3号の区域内)	筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸に至る直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以東の有共第1号漁業権漁場内の海域
網の総延長	530m（仕立上り）以下	530m（仕立上り）以下
網の目合い	一重網：11cm以上 三重網：外網30cm以上、内網11cm以上	一重網：11cm以上 三重網：外網30cm以上、内網11cm以上
網の統数	一重網又は三重網のいずれか1統	一重網又は三重網のいずれか1統
ポンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
えび三重 流し刺網 漁業	禁止区域 有共第2号及び第3号の区域内	
網の総延長	300m（仕立上り）以下	300m（仕立上り）以下
網の目合い	外網1.8cm以下、内網3.5cm以下	外網1.8cm以下、内網3.5cm以下 網丈2m以下
網の統数	2統以内 (2統を使用する場合においても、その合計の網の総延長は300mを超えることはできない。)	2統以内 (2統を使用する場合、その漁具の総延長は300mを超えてはならない。)
ポンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
漁具標識への記名	漁業調整規則第55条に明記	
雑魚一重 流し刺網 漁業	禁止区域 有共第2号及び第3号の区域内	
網の総延長	450m（仕立上り）以下	450m（仕立上り）以下
網の目合い	10cm以下 網丈6m以下	10cm以下 網丈6m以下
網の統数	1統	1統 網は一重網
ポンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
げんしき 網漁業	禁止区域 有共第2号及び第3号の区域内	
網の総延長	450m（仕立上り）以下	450m（仕立上り）以下
網の統数	1統	1統
ポンデンに設置する旗		水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
その他		船舶の航行に支障を与えるような操業は禁止
固定式 刺網漁業	禁止区域 有共第2号及び第3号の区域内（第1種区画漁業権（ノリ養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180m及び90mの大船通し、大潮通しの区域においては、ノリ養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100m以内についても操業禁止）	ノリ養殖漁業時期は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大潮通し、大船通し（矢部川、塩塚川等のみお筋を含む）
網の総延長	450m（仕立上り）以下	450m（仕立上り）以下
網の統数	1統	
ポンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ 上手側：赤、下手側：黒又は西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ 上手側：赤、下手側：黒又は西側：赤、東側：黒
漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
その他		船舶の航行に支障を与えるような操業は禁止

刺し網等漁業福佐相互入漁許可船の操業旗(標旗)の概要

発行県: 佐賀県

佐賀県海域に入漁する福岡県船が掲揚

年度	4	3	2	元	30	29	28	27	26	25	24
地	オレンジ	白	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ	白
円	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
字(佐賀)	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤
入	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤

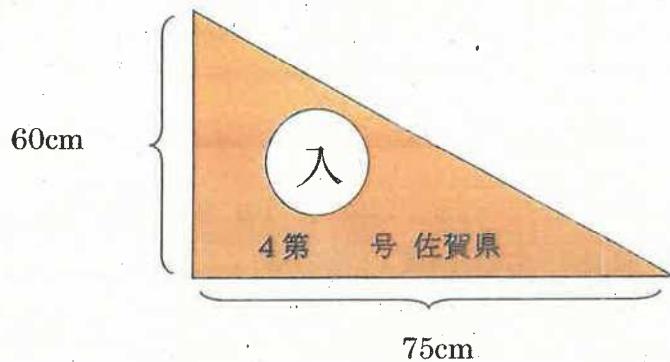
発行県: 福岡県

福岡県海域に入漁する佐賀県船が掲揚

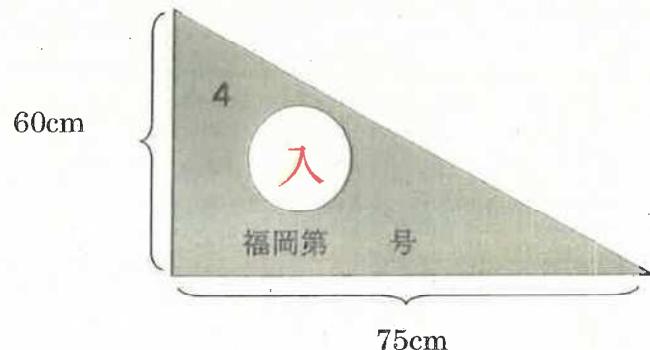
年度	4	3	2	元	30	29	28	27	26	25	24
地	緑	青	赤	緑	青	赤	緑	青	赤	緑	青
円	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
字(福岡)	黒	黒	白	黒	黒	白	黒	黒	白	黒	黒
入	赤	黒	赤	赤	黒	赤	赤	黒	赤	赤	黒

○令和4年度刺し網等漁業 佐賀県入漁・福岡県入漁の標旗の色分け

佐賀県への入漁(福岡県船 福岡→佐賀)



福岡県への入漁(佐賀県船 佐賀→福岡)



覽一續實可許漁賀相互入佐岡福等業漁網刺し

(福岡県から佐賀有区への入漁)

漁協名	大川	田野島	上新田	川口	浜武	沖端	柳川	血垣開	大和	両關	三里	合計	R1	R2	R3	
年度	29	30	31	30	31	30	31	30	31	30	31	30	31	30	31	30
すずき流し刺し網									4	3	3	3	1	1	1	1
えひ三重溝し刺し網													1	1	1	1
雑魚一重溝し刺し網									2	2	2	2	3	2	1	1
固定式刺し網	13	13	13	11	11	2	2	2	20	20	20	19	9	9	13	13
いづんしき網													15	16	21	21
計	13	13	13	11	11	6	6	5	5	5	5	5	23	23	22	22
									16	16	16	15	15	15	15	15
									21	21	23	23	23	23	22	22
													3	3	2	2
													1	1	1	1
													2	1	1	1
													5	5	5	5
													3	3	3	3
													3	3	3	3

（佐賀県から福岡県への入漁）

当該漁期末における有効許可件数。
ただし、令和3年度については、令和4年3月18日現在で有効な許可数。

資料 3
 (22期7回有明漁調委)
 (令和4年3月18日)

ビゼンクラゲの採捕制限にかかる委員会指示について（これまでの経過）

平成26年頃ビゼンクラゲが大量発生したことを受け、資源を保護し、漁場の競合を避けるために、ビゼンクラゲの採捕できない時期や、禁止区域、固定式さし網の漁具の規模、クラゲの大きさの等を規制し、平成27年5月に委員会指示を発動し、現在まで、1年毎に委員会指示を更新してきた。

これまで、漁業調整委員会では、有明海漁連の要望を受けた上で、福岡佐賀両県の漁連・漁協や行政間の協議状況をみて、農林水産大臣管轄漁場及び福岡県・佐賀県の管轄海域について、禁止期間等の規制内容を一致させて、委員会指示を発出している。

表 過去の禁止期間（採捕期間）等の推移

年度	禁止期間	(採捕期間)	禁止区域
平成27年度	6/1-6/30 11/1-5/31	(7/1-10/31)	幅100m
平成28年度	6/1-6/30 11/1-5/31	(7/1-10/31)	幅100m
*平成29年度	6/1-7/4 11/1-5/31	(7/5-10/31)	幅200m
平成30年度	6/1-6/30 11/1-5/31	(7/1-10/31)	幅200m
平成31年度	6/1-6/30 11/1-5/31	(7/1-10/31)	幅200m
令和2年度	6/1-6/30 11/1-5/31	(7/1-10/31)	幅200m
*令和3年度	6/1-7/3 11/1-5/31	(7/4-10/31)	幅200m
*令和4年度 漁連からの要望	<u>6/1-7/4</u> <u>11/1-5/31</u>	<u>(7/5-10/31)</u>	<u>幅200m</u>

漁期については、従来から、佐賀県の漁業者は漁期開始を早く、福岡県の漁業者は漁期開始を遅くしたいとの意見で、相違がある中、調整を図ってきている。

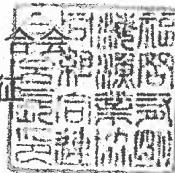
*佐賀県は小潮時はクラゲ漁をしないため、7月初旬が小潮となる平成29年度と令和3年度は漁期開始を数日遅めることに同意

*令和4年度漁期については、現時点では両県漁連・漁協で合意に達していない。

福有漁第 424 号
令和 4 年 3 月 11 日

福岡県有明海区漁業調整委員会
会長 半田亮司 殿

福岡有明海漁業協同組合連合会
代表理事長 西田晴徳



漁業調整委員会指示によるクラゲ資源の保護について（要望）

有明海における漁業振興につきましては、平素より特段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、有明海ではビゼンクラゲが夏場にかけて大量に発生し貴重な収入源となっております。

しかし、小型サイズのクラゲを採捕することで有用資源の価値ある利用が損なわれる恐れがあることから、昨年度も、貴職のご協力により委員会指示を発出していただき有用資源の保護管理がなされたと感じております。

つきましては、申し合わせ等による資源管理にも限界があり、自由漁業者も含めた公的な規制による資源管理の徹底が不可欠であることから、下記事項について委員会指示の発出をお願いすることとなりましたので、趣旨ご理解の上、昨年度に引き続きクラゲ資源の保護にご助力賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

記

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| 1. 委員会指示対象物 | ビゼンクラゲ |
| 2. 適用期間 | 令和4年6月1日から令和5年3月31日まで |
| 3. 採捕サイズ | 傘幅40cm以上 |
| 4. 採捕期間 | 令和4年7月5日から令和4年10月31日まで |
| 5. 採捕禁止区域 | 航路区域（別紙参照） |
| 6. 固定式刺し網によるクラゲ採捕の際の漁具制限 | |

- | | |
|----------|--------|
| ① 網の長さ | 250m以下 |
| ② 網丈 | 9m以下 |
| ③ 目合 | 20cm以上 |
| ④ 使用漁具統数 | 1統のみ |



(現行)

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第109号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和2年5月25日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

2 指示の内容

(1) 令和3年6月1日から令和3年7月3日まで及び令和3年11月1日から令和4年5月31日までの期間は採捕してはならない。

(2) 採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯33度05分39秒、東経130度21分46秒

イ 北緯33度05分08秒、東経130度21分41秒

ウ 北緯33度04分48秒、東経130度21分40秒

エ 北緯33度03分51秒、東経130度21分25秒

オ 北緯33度03分51秒、東経130度21分33秒

カ 北緯33度04分48秒、東経130度21分47秒

キ 北緯33度05分08秒、東経130度21分49秒

ク 北緯33度05分39秒、東経130度21分54秒

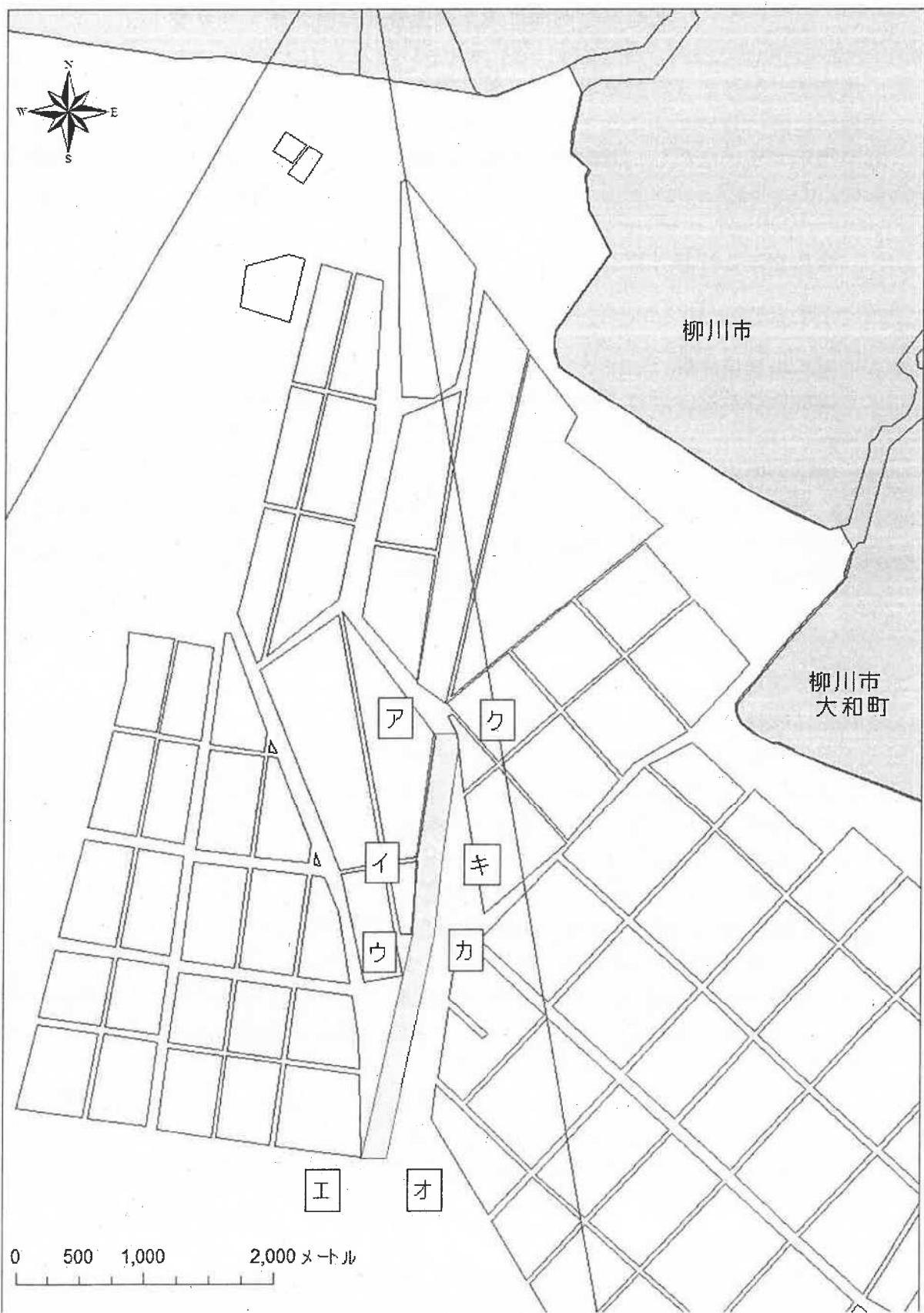
(3) 採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は1隻1統とする。また、網漁具の総延長は250メートル（仕立て上り）以下、網丈は9メートル以下、網の目合は20センチメートル以上とする。なお、夜間にあっては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識を設けなければならない。

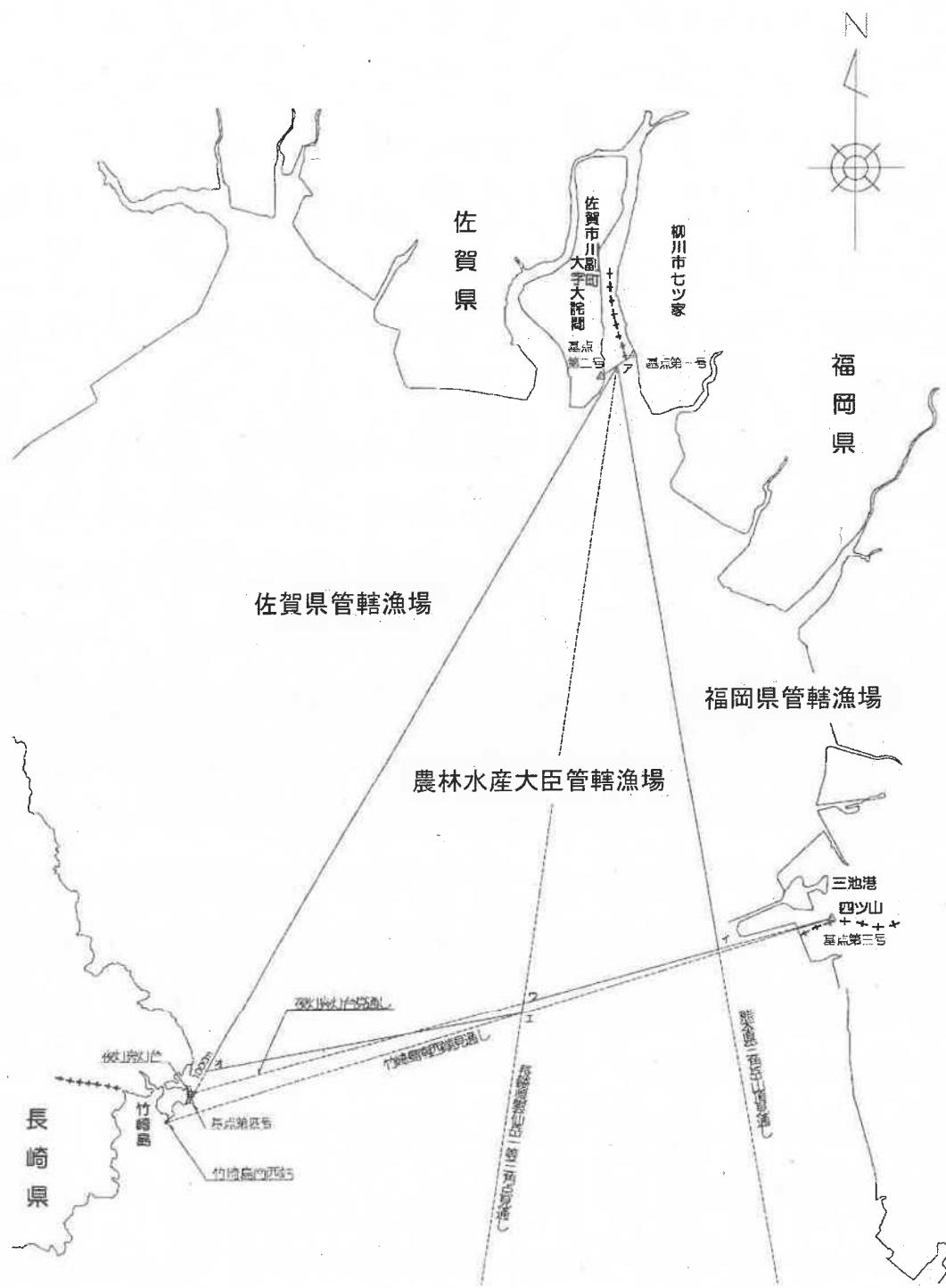
(4) 傘幅40センチメートル未満は採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和3年6月1日から令和4年5月31日まで

(参考図)





7月

令和4年(2022年)

日	曜	旧暦	満潮				干潮				備考
			時刻	潮高	時刻	潮高	時刻	潮高	時刻	潮高	
1	金	6/ 3	9:56	449	22:53	459	4:14	151	16:20	57	
2	土	4	10:29	445	23:23	453	4:45	152	16:51	64	
3	日	5	11:01	436	23:52	446	5:15	155	17:22	76	
4	月	6	11:34	423	-	-	5:46	160	17:55	93	
5	火	7	0:23	436	12:13	407	6:20	166	18:33	115	
6	水	8	1:00	425	13:04	390	7:05	170	19:22	140	
7	木	9	1:47	414	14:12	377	8:04	168	20:27	165	○
8	金	10	2:46	407	15:37	379	9:17	155	21:47	180	
9	土	11	3:55	408	17:04	398	10:32	129	23:09	182	
10	日	12	5:06	418	18:20	426	11:40	96	-	-	
11	月	13	6:11	434	19:28	454	0:24	175	12:43	64	
12	火	14	7:13	452	20:31	478	1:31	164	13:44	37	
13	水	15	8:11	468	21:28	498	2:32	150	14:42	16	
14	木	16	9:06	483	22:19	509	3:27	136	15:37	4	○
15	金	17	9:58	492	23:03	511	4:16	125	16:26	3	
16	土	18	10:44	492	23:42	503	5:01	119	17:10	15	
17	日	19	11:27	481	-	-	5:41	119	17:49	40	
18	月	20	0:15	485	12:08	460	6:18	126	18:24	76	海の日
19	火	21	0:46	462	12:49	432	6:56	137	18:59	118	
20	水	22	1:17	436	13:36	400	7:37	151	19:39	161	○
21	木	23	1:53	410	14:38	374	8:30	162	20:33	200	
22	金	24	2:43	387	16:01	362	9:39	165	21:53	226	
23	土	25	3:56	374	17:29	373	10:54	155	23:23	229	
24	日	26	5:15	377	18:38	397	11:58	134	-	-	
25	月	27	6:19	393	19:31	422	0:34	215	12:51	112	
26	火	28	7:10	412	20:15	442	1:28	196	13:37	92	
27	水	29	7:54	431	20:55	456	2:13	178	14:19	76	
28	木	30	8:34	448	21:31	467	2:51	163	14:58	63	
29	金	7/ 1	9:12	460	22:04	475	3:27	150	15:34	55	●
30	土	2	9:48	468	22:35	480	4:00	140	16:08	52	
31	日	3	10:21	469	23:03	480	4:31	134	16:39	56	

7月

令和3年(2021年)

日	曜	旧暦	満潮				干潮				備考
			時刻	潮高	時刻	潮高	時刻	潮高	時刻	潮高	
1	木	5/22	1:21	417	13:21	384	7:33	177	19:34	150	
2	金	23	2:02	397	14:24	362	8:29	184	20:31	181	○
3	土	24	2:56	382	15:46	355	9:40	180	21:45	201	
4	日	25	4:03	378	17:08	368	10:49	162	23:02	203	
5	月	26	5:09	386	18:12	393	11:46	136	-	-	
6	火	27	6:04	401	19:04	417	0:07	195	12:34	109	
7	水	28	6:50	417	19:50	438	1:00	182	13:17	87	
8	木	29	7:33	433	20:33	453	1:47	170	13:58	69	
9	金	30	8:15	445	21:15	465	2:30	159	14:39	56	
10	土	6/1	8:55	455	21:54	472	3:11	151	15:19	48	○
11	日	2	9:34	461	22:30	477	3:49	144	15:58	43	
12	月	3	10:11	463	23:04	477	4:25	141	16:34	44	
13	火	4	10:47	460	23:37	474	5:00	140	17:09	51	
14	水	5	11:23	451	-	-	5:33	141	17:44	66	
15	木	6	0:10	466	12:03	438	6:09	144	18:22	88	
16	金	7	0:45	454	12:51	420	6:51	147	19:08	117	
17	土	8	1:28	440	13:51	402	7:43	149	20:05	149	○
18	日	9	2:21	425	15:10	392	8:50	144	21:20	176	
19	月	10	3:27	415	16:40	398	10:07	129	22:45	189	
20	火	11	4:42	416	18:05	421	11:22	103	-	-	
21	水	12	5:55	428	19:17	448	0:08	186	12:31	75	
22	木	13	7:01	445	20:20	473	1:19	172	13:34	50	海の日
23	金	14	8:00	463	21:14	492	2:20	155	14:31	31	スポーツの日
24	土	15	8:54	478	22:02	503	3:13	139	15:24	21	○
25	日	16	9:42	487	22:43	504	4:00	127	16:09	21	
26	月	17	10:24	487	23:17	496	4:40	121	16:48	32	
27	火	18	11:01	479	23:45	481	5:15	122	17:20	53	
28	水	19	11:35	462	-	-	5:46	128	17:48	81	
29	木	20	0:09	462	12:07	439	6:14	138	18:14	114	
30	金	21	0:32	441	12:43	411	6:44	151	18:43	150	
31	土	22	0:58	418	13:28	381	7:21	166	19:22	189	○

令和4年度水産基盤整備事業概要

- 1 令和4年度水産基盤整備事業 実施予定位置図
- 2 令和4年度水産基盤整備事業 実施予定一覧表
- 3 福岡県有明地区 水産環境整備事業の概要

福岡県
水産振興課漁場整備係



2. 令和4年度 水産基盤整備事業実施予定一覧表

【農共分】

福岡県水産振興課

事業名	実施主体	地区名	漁場名	事業位置	工事予定期間	事業内容	備考
水産基盤事業 整備	福岡県	福岡県有明	211(6)	柳川市地先	R4年5月上旬～7月下旬	覆砂 219,930 m ²	砂厚 35cm

【有共分】

事業名	実施主体	地区名	漁場名	事業位置	工事予定期間	事業内容	備考
水産基盤事業 整備	福岡県	福岡県有明	8 (2)	柳川市地先	R4年5月上旬～7月下旬	覆砂 193,270 m ²	砂厚 20cm
	"	1 4 (1)	"	柳川市地先	R4年5月下旬～8月中旬	" 228,000 m ²	砂厚 20cm
	"	2 5	"	みやま市地先	R4年5月下旬～8月中旬	" 252,200 m ²	砂厚 20cm
	"	2 6	"	みやま市地先	R4年5月上旬～7月下旬	" 159,010 m ²	砂厚 20cm
	"	4 3	"	大牟田市地先	R4年5月下旬～8月中旬	" 128,590 m ²	砂厚 35cm
			5漁場			計 961,070 m ²	

合計 1,181,000 m²

3 福岡県有明地区 水産基盤整備事業の概要 覆砂工事について

- 1 施工箇所の測量を行い、施工区域に旗竿を立てます。
- 2 音響測探機を用いて施工前の測探を行います。
- 3 海砂採取地から運搬船にて海砂を搬入します。
- 4 工事区域沖合の瀬取り位置にて運搬船からガット船等へ海砂を積み替えます。
- 5 ガット船等で工事区域に海砂を投入します。
- 6 クレーン付台船で均し機(鋼製)を曳いて不陸均しを行います。
- 7 音響測探機を用いて施工後の測探を行います。

令和3年度ノリ養殖経過（3月15日時点）

1 採苗

- ・採苗は10月21日から開始された。水温は平年より低めの20~21℃台で推移し、採苗は24日までに概ね終了した。
- ・芽付きは「適正」であった。ノリ網の汚れやアオノリの付着は軽微であった。

2 育苗・冷凍網入庫

- ・育苗期の海況は良好であり、良質な網となり、入庫は11月13日から開始され、11月19日で概ね終了した。

3 秋芽網生産

- ・秋芽網の摘採は11月19日から開始され、12月25日までに3~5回の摘採が行われ、質の良い乾ノリを生産することができた。
- ・11月下旬に珪藻類の増加を確認し、その後、栄養塩は低下し、12月10日に沖の漁場で色落ちを初認したが、拡大には至らなかった。
- ・あかぐされ病は11月下旬から12月上旬に拡大したもの、好調な生産が維持された。
- ・壺状菌病は確認されなかった。

4 冷凍網生産

- ・冷凍網張り込みは、12月28日から始まり、30日までに概ね終了した。
- ・摘採は1月4日から開始され、3月上旬まで9~10回の摘採が行われ、概ね質の良い乾ノリを生産することができた。
- ・2月下旬に網の撤去が開始され、網の撤去期限は4月5日となった。
- ・現在、一部の漁業者による三期作の張込みが3月12日から岸寄りの漁場で開始され、生産が行われている。
- ・2月初めに珪藻類の増加と沖の一部の漁場で色落ちを初認した後、珪藻類の増加とともに色落ちはゆるやかに進行し、3月初めには、岸寄りの一部を除く漁場全体で色落ち状態となった。
- ・あかぐされ病、壺状菌病とも2月中旬に漁場全体に広がった。

5 生産状況

- ・第8回共販までの生産累計は以下の通り

生産枚数 12億9千6百万枚 (過去5年同期比10.5%)

生産金額 157億2千7百万円 (過去5年同期比+9.8%)

平均単価 12.14円 (過去5年同期比-0.88円)

